

平成25年

# 上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

## 平成25年第2回臨時会

(2月19日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
臨時議長就任	3
議員自己紹介	4
町長挨拶	4
理事者自己紹介	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
仮議席の指定について	6
会議録署名議員指名について	6
選挙第 1号 議長選挙について	6
会期決定について	7
選挙第 2号 副議長選挙について	7
議席の指定について	7
常任委員会委員の選任について	7
議会運営委員会委員の選任について	8
議長の常任委員辞任について	8
選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員選挙について	9
選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員選挙について	9
選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員選挙について	9
選挙第 6号 空知中部広域連合議会議員選挙について	10
選挙第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙について	10
選挙第 8号 砂川地区広域消防組合議会議員選挙について	10
同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	11
議案第 2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	12
議案第 3号 公の施設に係る指定管理者の指定について(原案可決)	12
議案第 4号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)(原案可決)	21
閉会の宣告	22
出席議員	24
説明のため出席した者	24
事務局職員出席者	25

平成 25 年

## 上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

2 月 19 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午前 11 時 32 分 閉 会

### ○議事日程 第 1 号

- 臨時議長就任  
議員自己紹介  
町長挨拶  
理事者自己紹介
- 第 1 仮議席の指定について  
第 2 会議録署名議員指名について  
第 3 選挙第 1 号 議長選挙について  
第 4 会期決定について  
2 月 19 日 1 日間  
第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について  
第 6 議席の指定について  
第 7 常任委員会委員の選任について  
第 8 議会運営委員会委員の選任について  
第 9 議長の常任委員辞任について  
※ 常任委員会及び議会運営委員会  
正・副委員長互選結果報告につ  
いて  
第 10 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏  
組合議会議員選挙について  
第 11 選挙第 4 号 砂川地区保健衛生組  
合議会議員選挙について  
第 12 選挙第 5 号 石狩川流域下水道組  
合議会議員選挙について  
第 13 選挙第 6 号 空知中部広域連合議  
会議員選挙について  
第 14 選挙第 7 号 中・北空知廃棄物処  
理広域連合議会議員選挙について  
第 15 選挙第 8 号 砂川地区広域消防組  
合議会議員選挙について  
第 16 同意第 1 号 監査委員の選任につ

き同意を求めることについて

- 第 17 議案第 2 号 上砂川町デイサービ  
スセンター設置条例等の一部を改正  
する条例制定について  
第 18 議案第 3 号 公の施設に係る指定  
管理者の指定について  
第 19 議案第 4 号 平成 24 年度上砂川  
町一般会計補正予算（第 5 号）

### ○会議録署名議員

6 番 高 橋 成 和  
7 番 横 溝 一 成

○事務局長（中島隆行） おはようございます。  
事務局長の中島です。よろしくお願いいいたします。  
議員の皆様、このたびはご当選まことにおめで  
とうございます。心からお祝いを申し上げます。  
さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会であ  
りますので、議長が選出されるまでの間、地方自  
治法第 107 条の規定によりまして年長の議員が臨  
時議長を務めることになっております。したが  
いまして、本日の出席議員の中の年長であります数  
馬議員に臨時議長をお願いをいたします。数馬議  
員、よろしくお願いいいたします。

### ◎臨時議長就任

○臨時議長（数馬 尚） おはようございます。  
ただいま紹介されました数馬でございます。地方  
自治法第 107 条の規定により、議長選挙の終わ  
るまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろ  
しくお願いいいたします。

---

### ◎議員自己紹介

○臨時議長（数馬 尚） 初めに、議員の自己紹介をお願いいたします。

伊藤議員より順次お願いいたします。

○（伊藤充章） みなさん、おはようございます。さきの選挙で初当選をさせていただきました伊藤充章でございます。今後一生懸命頑張ってまいります。どうか皆さんよろしくをお願いいたします。

○（川岸清彦） 日本共産党新人議員、川岸清彦です。皆さん、きょうは傍聴の方もいっぱいおるようで、ありがとうございます。今後一生懸命努力して勉強して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○（吉川 洋） おはようございます。先日の上砂川町議会議員選挙におきまして、若干とうが立っておりますが、新人議員として当選をさせていただきました鶴本町の吉川でございます。一日も早く町のために仕事ができるよう努力する所存でございますので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○（斎藤勝男） おはようございます。今回2期目、斎藤勝男でございます。一生懸命頑張らせていただきますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

○（高橋成和） おはようございます。このたび4期目となりました高橋でございます。理事者の皆様方、これから4年間いろいろとお世話になると思います。そして、議員の皆様方も大変お世話になると思います。よろしくお申し上げます。

○（横溝一成） おはようございます。横溝でございます。最年長でございます。8期目を迎えます。長いわけでございますけれども、今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

○（大内兆春） 大内兆春でございます。今までの経験を生かしてまいりますので、どうか理事者の皆様よろしくお申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

○（堀内哲夫） おはようございます。今回5期目の当選をさせていただきました。日ごろ皆さん方には今まで何かとお世話になっておりますけれども、どうぞ今後ともよろしくをお願いいたします。

○（数馬 尚） 最後になりましたけれども、私からも自己紹介をさせていただきたいと思えます。東鶉に住んでおります数馬でございます。2期目の当選でございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

---

### ◎町長挨拶

○臨時議長（数馬 尚） 次に、初議会に当たり、貝田町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（貝田喜雄） 議員改選後の初議会に当たりまして、ご指示がありましたので、ご挨拶をさせていただきます。

議員の皆様には、1月29日告示の町議会議員選挙におきまして町民の皆さんの絶大なるご信任をいただき、無投票当選の栄を勝ち取られたところであり、心からお祝いを申し上げます。新しい年を迎え、今まさに新たなスタートを切るわけですが、これからの4年間、町民の代表として上砂川町の発展のためにご尽力くださるようお願い申し上げます。

私も町長就任後、早いものでこの4月に1期目の最終年度を迎えるところであり、この間人口減少問題や地域振興対策問題など山積する行政課題を抱えての町政運営でありましたが、住みなれた上砂川で多くの町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりに向け、職員とともに精いっぱい努めてきたところであります。この3年間、揺らぐ国政のもと、ただ一つの救いは地方交付税が確保されたことであり、議員各位はもとより、町民の皆さんの温かい支えによりまして、政策目標として進めてまいりました子育て支援対策や高齢者対策を中心に、住民の健康予防から生命と財産を守る施策の展開のほか、住宅再編や中小企業向け施策の拡充と企業誘致の推進など、行政全般にわたり一

定の成果をおさめられたと思うもので、改めまして心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、国の情勢であります。昨年12月の政権交代により自公連立の第2次安倍内閣が発足し、アベノミクスの名のもと経済再生を掲げ、財政出動、金融緩和、成長戦略の3本の矢によりその実現を期すとして始動したところであり、円安、株高により輸出業を中心に一部経済産業界において高評価がある一方、雇用の拡大や所得の増加など、行き着く先が見えないとの指摘、さらには灯油やガソリンなど輸入生活用品の値上げが生じるなど、将来に向けた期待がある中にも一抹の不安を覚える状況にあるのではないのでしょうか。経済対策ばかりに重きを置き、地方行政への配慮不足が否めない政府施策が進められる中、これから先の行財政運営を考えると、地方自治体を取り巻く環境、とりわけ本町を含める小規模自治体はますます厳しい状況に置かれると見込まれるものでありまして、これを象徴するかのごとく、平成25年度の予算において、国家公務員の給与削減に起因し、地方にも応分の負担を求めるものとして、いろいろな手だては尽くすよというものの、4,000億円の地方交付税の減額を閣議決定したのは周知の事実であります。地方の活力なくして国の活力あらずと言われて久しいところではありますが、この基本理念に逆行する地方への負担押しつけが続く限り、自主自立の具体化は遠のく一方であると思うものであります。

本町におきましても、平成9年に一部人件費見直しに着手し、平成13年度から本格的な行財政改革を継続しており、これ以上の対策を講じるのは極めて困難であります。将来にわたっての健全財政維持に向け、協働の町づくりの体制強化を図るとともに、広域連携や協働事務の推進、さらには公共施設における民間活力の導入など、考えられるあらゆる手だてをもって行政のスリム化、効率化を目指し、結果を求めてまいりたいと思うも

のであります。

きょうの初議会で新しい構成による議会活動がスタートされるところでありますが、私はこれからも議会とともに町のために、町民のために、あすの上砂川を見据え、安心、安全の町づくり、活力のある町づくりに向け全力を尽くす所存でありますので、議員各位の今後さらなるご指導とご協力を心からお願いを申し上げまして、初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎理事者自己紹介

○臨時議長（数馬 尚） 引き続き理事者の自己紹介をお願いいたします。

町長から順次お願いいたします。

○町長（貝田喜雄） 改めまして、町長の貝田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副町長（奥山光一） 副町長の奥山です。どうぞよろしく願いいたします。

○教育委員長（栗原順道） 教育委員長の栗原でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（林 智明） 教育長の林です。よろしく願いいたします。

○監査委員（横林典夫） 監査委員の横林です。よろしく願いいたします。

○総務課長（米田淳一） 総務課長の米田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○企画振興課長（飯山重信） 企画振興課長の飯山と申します。ひとつよろしく願いいたします。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 企画振興課技師長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○住民課長（渡辺修一） 住民課長の渡辺です。よろしく願いいたします。

○福祉課長（西村英世） 福祉課長の西村でございます。よろしく願いいたします。

○福祉医療センター参事（高橋 良） 町立診療所の事務長と老人保健施設成寿苑の施設長を務め

ております高橋と申します。どうぞよろしくお願  
いします。

○教育次長（是洞春輝） 教育委員会教育次長、  
洞です。よろしくお願いします。

○税務出納課長（永井孝一） 税務出納課長、会  
計管理者の永井です。どうぞよろしくお願いた  
します。

○臨時議長（数馬 尚） 以上で自己紹介を終わ  
ります。

---

#### ◎開会の宣告

○臨時議長（数馬 尚） ただいまの出席議員は  
9名です。

理事者側につきましては、清野福祉医療センタ  
ー参事が病気休職中のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回  
上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開  
会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○臨時議長（数馬 尚） 直ちに本日の会議を開  
きます。

---

#### ◎仮議席の指定について

○臨時議長（数馬 尚） 日程第1、仮議席の指  
定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

#### ◎会議録署名議員指名について

○臨時議長（数馬 尚） 日程第2、会議録署名  
議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定に  
よって、6番、高橋議員、7番、横溝議員を指名  
いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎選挙第1号

○臨時議長（数馬 尚） 日程第3、選挙第1号

議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法  
第118条第2項の規定によって指名推選にしたい  
と思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によること  
に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨  
時議長において指名することにしたいと思いた  
すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することに  
決定いたしました。

議長に堀内議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました堀内  
議員を議長の当選人とすることにご異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堀内議  
員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました堀内議員が議場  
におられますので、会議規則第32条第2項の規定  
により告知いたします。

議長に当選されました堀内議員、ご登壇の上、  
当選の承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の職のご推挙  
をいただきまして、まことにありがとうございます  
。職の重さを痛感するところでございますが、  
今置かれている地方行政の厳しい中、議員各位は  
もとより、町長を初め理事者の皆さん方のお力を  
いただきながら円滑な議会運営に努めていきたく  
と思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願  
いいたします。

まことに簡単ではございますけれども、就任の  
ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます

ました。

○臨時議長（数馬 尚） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

堀内議長には議長席にお着き願いたいと思います。

---

#### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第4、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎選挙第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に大内議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大内議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました大内議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大内議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました大内議員、ご登壇の上、当選の承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（大内兆春） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙によりまして本議会の副議長に指名されましたことは、この上ない光栄に思いますと同時に、責任の重さも痛感しているところでございます。浅学非才ではございますが、誠心誠意努力する所存でございます。議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、就任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎議席の指定について

○議長（堀内哲夫） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第7、常任委員会委員の選任につき議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。総務文教常任委員に吉川議員、数馬議員、高橋議員、横溝議員、堀内議員。厚生建設常任委員に伊藤議員、川岸議員、

齋藤議員、大内議員。以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。議会運営委員に齋藤議員、数馬議員、大内議員、横溝議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○副議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議長の常任委員辞任について

○副議長（大内兆春） 日程第9、議長の常任委員の辞任について議題といたします。

議長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔9番 堀内哲夫議員 退場〕

○副議長（大内兆春） ただいま総務文教常任委員に選出されました議長から、常任委員を辞任し

たい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会の委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長については辞任を認めていますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔9番 堀内哲夫議員 入場〕

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選であります。選考委員会において申し合わせをしておりますので、議長から報告したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） それでは、報告いたします。

総務文教常任委員長、数馬議員、副委員長、吉川議員。

厚生建設常任委員長、齋藤議員、副委員長、川岸議員。

議会運営委員長、横溝議員、副委員長、大内議員。

以上のとおりです。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても申し合わせにより決定しておりますので、後ほど名簿を配付いたします。

---

#### ◎選挙第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に大内議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大内議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました大内議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された大内議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、組合規定により議長も本組合の議員になりますので、申し添えておきます。

---

#### ◎選挙第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に斎藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました斎藤議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました斎藤議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました斎藤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎選挙第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長が石狩川流域下水道組合議会議員に当選しました。

---

#### ◎選挙第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、選挙第6号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に議長と数馬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長と数馬議員を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長と数馬議員が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された数馬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎選挙第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、選挙第7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に議長を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

---

#### ◎選挙第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、選挙第8号 砂

川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区広域消防組合議会議員に斎藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました斎藤議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました斎藤議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました斎藤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎同意第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

高橋議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場願います。

〔6番 高橋成和議員 退場〕

○議長（堀内哲夫） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、前委員、大内兆春氏の任期満了に伴い、後任に高橋成和氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。

次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町字鶉38番地22（下鶉南1条1丁目1番3号）。氏名、高橋成和。生年月日、昭和47年6月20日。職業、会社員。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、町長提案のとおり決定いたしました。

〔6番 高橋成和議員 入場〕

○議長（堀内哲夫） ここで、監査委員に選任されました高橋議員からご挨拶を受けます。高橋議

員、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（高橋成和） 大変貴重なお時間をいただき、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

このたびの議会選出監査委員の選任につきまして皆様方のご同意をいただきましたこと、大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

この上砂川町が将来にわたり持続可能な町になるために、しっかりこの職責を自分は果たしていきたいと決意を新たにしているところでございます。まだまだ自分は未熟者ではございますが、この議場にいらっしゃる皆様方の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

---

### ◎議案第2号 議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第2号と日程第18、議案第3号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定について、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定については一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第2号並びに第3号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

議案第2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定について。

上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法第244

条の2第3項の規定により、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び町立診療所の管理を指定管理者に行わせるため、関係条例の一部を改正するものであること。

次に、議案第3号であります。議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び町立診療所に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、議案第2号の条例の本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号の条例の本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第2号及び議案第3号について一括内容の説明をさせていただきます。

本議案につきましては、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び町立診療所の業務を指定管理者による管理運営を行うため、各施設の設置条例の一部を改正するものでございます。

議案の内容に入らせていただく前に、指定管理者制度の導入にかかわります事務的経過について報告をさせていただきます。初めに、職員組合との協議についてでございますが、当初福祉医療センター職員につきましては1年間給与保障するこ

ととしておりましたが、議員各位からのご意見や組合との協議によりまして、指定管理期間3年間、身分を保障することとして基本的合意を得ておりましたが、引き続き職員組合との協議を行い、退職金の取り扱い等について保障期間中であつたとしても本人の申し出により勸奨扱いにするなどによりまして職員組合との最終合意を得たことから、去る2月1日に組合との妥結をしたところでございます。

また、お手元に配付しております資料ナンバー1でございますけれども、資料の説明は省略をさせていただきますが、2月6日に各町自治会長並びに入所者、家族への説明を本資料をもちまして行い、2月7日には町づくり町民会議での説明を了し、それぞれ一定の理解を得たところでございます。

それでは、議案第2号の内容について説明をさせていただきます。指定管理者による各施設の管理を行うため、指定管理者による管理を行わせる旨の規定を加え、指定管理者の業務といたしまして、各設置条例に規定している業務のほか、施設の維持管理を行う業務についての規定を加えるものでございます。そのほか、各施設の目的に沿った事業運営を行わせる指定管理者の責務、さらには各施設の利用負担、費用等を指定管理者の収入として収受できる旨の規定を加える内容となっております。

次に、議案第3号について内容の説明をさせていただきます。ただいま議案第2号において説明をさせていただきましたデイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び町立診療所の管理につきまして、公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例の規定に基づき、本年4月から3年間、指定管理者の指定について承認をいただくものでございます。指定管理者の指定につきましては、入所者の一層のサービス向上と施設の効率的な維持管理等を期する観点から、介護事業所での施設運営や医療法人の資格を有し、実

際に医療機関の運営の実績を有して、さらには専門的サービス提供の能力を有する留萌市に本社を置く萌福祉サービスを指定管理者として指定するもので、指定管理期間につきましては平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間として提案申し上げるものでございますので、ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

なお、今後の予定でございますが、本議案の議決後、住民周知につきましては3月町広報並びに施設内の掲示において周知を図ってまいりますほか、指定管理に伴います特別会計条例等の関係条例の一部改正につきましては、3月定例会において提出させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして議案第2号の条例本文の読み上げは省略をさせていただきます、議案第3号の本文に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本文に入らせていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
施設の名称、施設の所在地。上砂川町デイサービスセンター、上砂川町字上砂川22番地16。上砂川町立特別養護老人ホーム、同上。上砂川老人保健施設、同上。上砂川町立診療所、同上。

2 指定管理者となる団体  
萌福祉サービスグループ代表、留萌市開運町1丁目2番1号、株式会社萌福祉サービス代表取締役社長、水戸康智。

3 管理を行わせる期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。  
以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明が終わりましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。川岸議員。

○2番（川岸清彦） 議案第2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定についてご質問いたします。

ただいま提案された議案第2号について、先ほどの提案理由によればデイサービスほか3施設についてその管理を指定管理者に委ねるというものですが、このことに関して理解を深める立場から質問いたします。選挙後の初議会で議会人事の後、町民にとって重要な議案審議ということで、新人議員でふなれですが、質問させていただきますので、何とぞよろしく町長を初め理事者の適切な答弁を求めます。

いわゆる上砂川福祉医療センターの各施設を指定管理者の管理に委ねるとした問題について、北海道新聞の8日付の紙面で公になり、私を初め、少なからぬ町民の皆さんは突然の事態にびっくりし、私のところにも何件か問い合わせもありました。あの日の新聞報道によれば、指定管理はほぼ確定的で、あとは今日19日の臨時議会の議決だけというものと見受けられました。

まず、第1に伺いますが、選挙後の議会人事を決める臨時議会において、私も含めて新人議員は3人、議員の3割がきょうの議会で指定管理について説明を初めて聞くものです。内容がよくわからなくてもいいから、きょうの臨時議会で議決してもらいたい。これでは新人議員の議案に対する調査も含め、慎重に審議に参加するという議員として保障されるべき権利への配慮についてどう考えておられるのか伺いたいと思います。かつて今回のような改選後の初議会、しかも新人議員が少なからずいる中で重要案件を即決した議会の前例は過去にあったのでしょうか。大変口幅ったいですが、これでは議員として町民に責任を持った審議と議案に対する態度表明はできません。4施設の指定管理者への管理委託は、町民の福祉、医療にかかわる重要な問題であり、町民の多くの理解と協力を得るために必要な時間をかけて検討すべきではないでしょうか。新人議員の身で大変僭越

ですが、議会においても特別委員会を設置して町民の声に耳を傾けながら慎重に審議すべき性格のものではないでしょうか。私は、今日の議会で結論を出す、即決するのではなく、もっと時間をかけて十分審議を行うべきだと考えています。なぜきょうのこの初議会で議決しなければならないのでしょうか、納得できません。町長の説明を求めます。

第2点は、8日付新聞報道の内容は事実なのでしょうか。報道記事では、管理委託の会社の名前も具体的であり、ここまで書かれている前提には議会でもかなりの審議を重ねているものと思われませんが、参考までに町長に伺いますが、きょうの初議会の前に何回町議会に説明し、審議されたのか、具体的にお聞かせください。

第3は、町長はかねてから町民一人一人が主役の町づくり、みんなが進める町づくりとして行政と町民との協働の町づくりを主張され、町民の声を聞く集まりとして町づくりの町民会議を位置づけています。この町民会議にこの問題を説明し、意見を聞いたのは2月7日だけなのではないでしょうか。町民会議において1回きりとせず、町民目線でいろいろ検討、意見を聞くべきではないでしょうか。

第4は、今回4施設を指定管理者に管理委託することを決断した経過について伺います。それらの施設ごとの経営収支状況及びどのような経営分析をなされたのかを伺いたいと思います。あわせて、外部に管理委託する前に自力での経営改善のためのどのような取り組み、努力がなされたのかを伺いたいと思います。民間の専門的なノウハウ、力をかりなければならない問題が必要との考えと聞きますが、どういう問題があるのでしょうか、伺いたいと思います。

以上の点について町長の答弁を求めます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの質疑について答弁を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） 川岸議員の質問にお答えいたします。

1点目から4点目まで関連がありますので、順番が前後するかもしれませんが、一括答弁させていただきますと存じます。

最初に、民間委託導入に係る背景等についてであります。ご承知のとおり、国にありましては高齢化社会における福祉、医療対策の一つとして介護施設等の入所者に対し、個々の状態に応じた適切で質の高いサービスの提供を目標としており、その実現に向け、指導等を受けているところであります。本町におきまして、開設以来そうした実践に努力を重ねてまいりましたが、施設運営を取り巻く状況の変化や多様化する各種ニーズに対しまして、町の力だけでは全てを解決できない事態が生じてきており、多くの課題を抱え、何らかの対策をとらなければならない状況に立ち至っているところであります。こうした中、町の責務として恒久的な施設の維持を目指すのは当然のことではありますが、課題解決に向け、何といたってもこれから先も入所者の皆さんがより快適に日々の生活を送ることができるよう、しっかりと守っていかなければならないと思うところであります。このことから、さらなるサービスの向上を目指しまして、平成25年4月から3年間、成寿苑、はるにれ荘のほか、町立診療所、デイサービスセンターなど福祉医療センターすべての施設についてプロの手に委ねる民間委託を導入し、さらには3年間の実績を見つつ、平成28年4月からは完全民営化をいたしまして、将来にわたり不安を抱えることなく安心した生活を確保してまいりたいとの結論に至ったものであります。

民間事業者の選定に当たっては、豊富な実績と高度な知識を持って入所者のサービス提供ができることはもちろんのことではありますが、まずもって皆様の急激な負担増は避けなければならないとの思いのもと、慎重に検討を重ねてきたところでございまして、結果として皆様への説明等が遅くなったところでございます。

次に、本日の議会までの経過についてでありま

す。ただいま申し上げましたとおり、今回の議案につきましては大変デリケートな問題でありまして、ある程度の内容を詰めないうちに公表いたしますと関係する皆さんに大きな不安と心配を与えてしまうことから、この時期での提案となったものでありますことをご理解願いたいと思います。具体的な議会対応につきましては、昨年12月の28日に勉強会を開催いただき、経過や事業者の選定理由、そして決定するに当たっては公募によらないなどの内容について説明をいたしまして、時間がない中でいかなるものかとの指摘も受けましたが、施設運営における赤字状況からの脱却や働く者の生活、職場を守る観点よりどうしても進めなければならない旨のご理解をいただき、1月11日に全員協議会を開催いたしまして、入所者の負担増や職員の身分保障等々について意見をいただき、それぞれ入所者の急激な負担増は生じない旨、そして職員にあっても今できる最大の条件として3年間の身分保障と現給保障をお約束いたしまして、基本的理解をいただいたところであります。

また、ご指摘の町民との協働の町づくりにかかわる町づくり町民会議の開催につきましては、述べました状況から2月7日の開催となったところでございまして、前日の2月6日に自治会長会議、そして入所者と家族の皆さんへの説明会を開催し、理解をいただいたものであります。

いずれにいたしましても、時間のない中での提案であり、極めて残念であるとの意見もいただき、このことにつきましてはまことに申しわけない思いであります。しかしながら、冒頭お話ししましたとおり、町の置かれる大変厳しい財政状況の中でこれから先の長期的な施設の安定経営を考えたとき、町単独での管理は困難との思いに立たざるを得ず、皆さんにお知らせする内容まで詰めていくのに時間を要したものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、決断に至る施設の経営状況ではありますが、医療福祉センターを構成する4施設につきまして

は開設当初より一般会計からの繰入金をもって決算処理したということで、いわゆる赤字対応してきたところでございまして、近時の目まぐるしく変わります国の制度改正によりまして、人的増員措置を講じたものに対しての歳入の確保がされない。言葉をかえますと、歳出に見合う歳入の確保がされないということで、実は平成13年度からの行財政改革によりまして正職員から臨時職員へ切りかえるほか、職員の給料削減などの人件費を中心とした経費節減を図りつつ、施設全体の管理経費のカットなど、可能な限りの対策を講じてきましたが、特養増築の借金の返済などの財源確保が困難な状況となり、近時におきましては4,000万から5,000万の赤字が生じているところであります。こうした中で、どうしても町でこの先施設を運営するということになると、職員の給料を30%以上にわたって削減をしていかなければならないという事態も想定されるところでございまして、それらのことが生じますと施設そのものの存続が危ぶまれる事態になり、決してそうさせてはならないとの強い思いを持ったところであります。町を守り、3,700人の町民を守り、100人の入所者を守り、さらに職員の皆さんの生活を守るのが私の使命であり、町の責務であるとの思いでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

最後になりますが、新しい議員さんがいる中で重要な案件を審議し、決定してよいのかとのことでありますが、決して議員さん、そして議会を軽視するものではなく、本日の議会開催まであらゆるところで説明をさせていただく機会もあったのではないのかなというふうにも思うところでございまして、皆様方にはそれらの経緯についてご理解をいただきたいと心よりお願い申し上げます。なお、今後におきましては、その取り扱いにつきまして細心の注意を払って対応してまいりたいと、このように考えておりますので、重ね重ねお願いを申し上げます。

また、特別委員会の設置に関しましては、私の権限の及ばぬところというふうに思うところでございまして、そのことにつきましてもご理解賜りたくお願い申し上げます。簡単でございますが、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対しまして再質疑ございますか。

○2番（川岸清彦） 今の答弁に対して、まことに丁寧に答えていただき、ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） 数馬議員。

○5番（数馬 尚） ただいま町長から川岸議員に対していろいろ答弁がございまして、状況については十分理解したところでございしますが、私にも複数の町民からいろいろ心配して問い合わせがございまして、その人方にも丁寧に答えなければならぬという立場もございまして、一つ二つご質問させていただきたいと思っております。

ただいま町長並びに副町長のほうからこの議案に対していろいろご説明がございました。今年度から3年間、萌福祉サービスを指定管理者とし、それ以降、4年目以降は完全民営化を目指したいというような考え方でございますけれども、3年を経過した後、萌福祉サービスは営利を追求する民間会社でございまして、最悪の事態も想定しなければならぬというふうに考えているわけでございまして。3年間経過して、経営状態が思ったより好転しないと、好ましくないということから萌さんのほうから撤退したいというような申し出が仮にあった場合、しかも撤退後ほかの民間会社からその後の引き受け手がなかなか見つからないといった場合のあの施設の関係なのですが、町民からは老人福祉施設なり特養なり、そして一番心配なのは町立診療所について町からなくなるということは非常に困るというようなご意見も聞いておりますので、こころを込めて将来的にどういうふうに判断されておられるのか、そしてそういった事態にな

った場合、これから取り交わすだろうと思えますけれども、契約条項の中にそういった一札が入るのかどうか、そこら辺についてもお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） それでは、数馬議員の質疑に対して答弁を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） ただいまの数馬議員のご質問について私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

議員からのご指摘のとおり、指定管理3年後民営化するに当たって、経営状態により萌福祉サービスが撤退した場合にどうなるのかというようなことでのご質問かというふうに思っておりますが、少なくとも萌福祉サービスの選定に当たりましては長期間ここの施設の運営、さらにはその後の事業を実施してもらうということを前提にそれぞれ経営状況等の決算を見ながら指定をしてきたところでございますが、ご心配されている撤退等の申し出があった場合につきましては、いわゆる協定書、契約条項の中にも盛り込みながら、萌福祉サービスの責任において次の業者の選定を含めて検討してもらおうというような内容の条項をつけ加えながら進めていきたいというふうには考えてございますが、ただいま申し上げましたとおり冒頭萌福祉サービスを選定するに当たりまして、そのようなことがないような形での業者の選定をさせていただいたところでございます。条項には規定はいたしますけれども、引き続きこの3年間指定管理をしていく中で町としてもその経営状況等を事前に把握しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 数馬議員、ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（堀内哲夫） あとその他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。川岸議員。

○2番（川岸清彦） 私川岸議員は、議案第2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定について意見を述べて反対いたします。

町民の福祉、医療のよりどころである4施設の指定管理者への指定管理委託について、町議会及び町民会議において時間をかけ慎重審議されるものであります。選挙後の初議会の議員として職責に基づく議会活動を開始いたしますが、その最初の仕事は先ほど町長から提案されたのは町の福祉、医療政策の根幹にかかわる4施設を町の直営から民間に委託するという重大問題であります。これらの話は、私は議員になる前から断片的にいろいろ聞いていましたが、今回初めて議員として議会という公式の場で説明を受けたばかりです。町の直営を民間委託とした経営方針の重大な変更であります。指定管理への賛否は別にしても、議会として町民にかかわってさまざまな角度から時間をかけて慎重審議を尽くすべきではないでしょうか。今日ただいまの説明と審議だけで結論を出すことは、余りにも拙速と言わざるを得ません。広く町民の理解と納得が得られるよう、もっと時間をかけて慎重審議すべきことを申し上げ、議案第2号に反対いたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次に、原案に対する賛成者の発言を許可いたします。高橋議員。

○6番（高橋成和） 私は、賛成議員を代表いたしまして議案第2号について申し述べさせていただきます。

新人議員さんもいますので、適切に自分がしっかりとわかっている範囲でこれから申し述べたい

と思います。そして、重ねて、この後議案第3号の審議もごさいます。まとめて一括して今ここで、自分は賛成しようと思っておりますので、それらも含めてここで話しさせていたいただきたいと思いません。

まず、これまでの経緯と賛成理由を読み上げさせていただきますと思いますが、このたび私ども議会の説明の経過でございますが、最初に今回の福祉医療センターの指定管理者のお話を聞いたのは、町長の先ほどのお話にもあったように12月28日であり、この議員説明会が最初となります。内容につきましては、4月から指定管理者の委託を行い、株式会社萌福祉サービスをお願いする旨の報告がございました。次に、入所者、職員等の処遇について町側と意見交換を行っております。翌年、年が明けて1月11日に全員協議会が開催され、利用者と職員等の処遇の説明結果を受け、議会側からは町民への説明をしっかりと丁寧に行うように申し入れたところでございます。全体での会議は2回となっておりますが、そのほかに当時の議員は個々で町長、副町長との意見交換を随時行ってきております。この議案について、各論では何名かの議員から今後の取り組みについて施設入所者、町民、施設職員への周知の面でももう少し時間的猶予がないのかという意見がございましたけれども、総論では将来のためには施設の指定管理者を活用した公設民営化方式には当時の議員全員が賛成という立場でございました。

加えて、私たち議員がこの指定管理者への委託の今後の必要性について認識したのは、一昨年の平成23年9月16日、第3回定例会において福祉医療センターの今後の運営について自分が質問した際、答弁の中で、脆弱な財政状況の中で現状のままでは、今のところは一般会計から補填して収支の均衡を図っているけれども、今のところ円滑に運営しているところでございますけれども、将来的に施設入所者へのサービスの低下は免れなく、施設運営は困難との見解を示しており、指定管理

者制度のあらゆる方法について検討していくという答弁をいただいております。内容については余り多くは申し上げませんが、当時その場にいた議員はしっかりとその話を聞いて確認しておりますし、もともと指定管理者制度を活用した委託については前向きであると私は認識しております。

そして、賛成理由でございますが、これまでの公設民営化の経過は、確かに短時間ではございますが、施設利用者、町民、職員に説明し、おおむね理解を得られており、民間の力を導入することで広い視野や柔軟な手法で入所者や町民へのサービスの向上につながり、募集についても入所者をふやす可能性が今後高くなる。そして、最後に、将来に向けて施設運営の部分において安定した経営を図ることができるし、今後も脆弱な町財政を考えると入所者の負担増は避けられません。そして、今回の指定管理者制度を活用した民間委託は町の負担軽減ができるというメリットがございました。

以上申し上げましたが、自分はこのまま町が管理運営をして維持できなくなるのを黙って見過ごすことはできませんし、10年、20年先、将来に向けてこの福祉医療センターがしっかりと維持できる取り組みをしていただきたいので、賛成の立場で申し述べさせていただきます。

以上で賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） これで討論を終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀内哲夫） 起立多数です。

したがって、議案第2号 上砂川町デイサービスセンター設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これより議案第3号の質疑、討論、採決を行っ

てまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。大内議員。

**○8番（大内兆春）** 議案第3号についてお尋ねいたします。

先ほどるる質疑、討論ございましたが、まず私なりに心配いたす点についてお聞きいたします。まず、きょうの議会の日程に上げるまで、大変な努力とご苦勞をされたことと思います。指定管理者制度にスムーズに移行できますよう最初にお聞きしますのは、町立診療所の所長が退職すると聞いております。そこで、通院患者に対しての説明並びに業務の引き継ぎ時の協力、備品、運営確認、情報等をお伺いしたいと思います。

次に、指定管理者事業の実施に当たっては、先ほどの数馬さんとも重複する点がございしますが、指定当初に予想できないさまざまな状況の変化や事故が起きることがあり得ると思います。設置者である当町と指定管理者のリスク分担に関する事項や損害賠償責任の履行の確保に関する事項を定めておくことが望ましいと考えます。損害賠償保険の加入に関する事項なども考えられますので、協定書を作成されているのか、されるのか。

この2点をお伺いいたします。

**○議長（堀内哲夫）** ただいまの質疑に対して答弁を受けます。副町長。

**○副町長（奥山光一）** ただいまの大内議員のご質問に対しまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、町立診療所の所長の退職という件でございしますが、ご指摘のとおり現在の安村所長につきましては3月31日をもって退職をしたいという旨の退職願の届け出が outcome して、それを受理しているところでございます。ご質問の退職に伴います通院患者さんへの説明、さらには業務の引き継ぎということでございますけれども、こちらにつきましても現在安村医師から直接通院者の方に説明等がなされているというふうにお聞きしており

ます。さらには、医師が4月から交代するという旨の掲示等につきましても、この後診療所内に掲示をしていきたいというふうにご考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。また、医師の引き継ぎ等につきましては、入院患者一人一人の病状等を含めまして、新しい医師に早目に赴任をしていただくなどいたしましてこれらの引き継ぎ等も含めて予定しているところでございます。また、備品等、運営の確保状況ということでございますが、指定管理に伴いまして現在ある施設、備品等につきましては全て町有物品でございますので、こちらについては全て指定管理者へ貸与するというような状況のもと、現在使用しております医療機器等につきましては現在のまま使用していくということでございますので、ご理解いただければと思います。

また、2点目のご質問でございます。指定管理者とのリスク分担等のご質問でございますが、先ほど数馬議員のご質問等にもお答え申し上げましたが、こちらのリスク分担、事例でご質問されておりましたが、賠償保険等につきましては当然建物は大家である町が加入いたしますが、その他施設内での賠償保険については指定管理者が加入するなど、それらのリスク分担、これらは全て協定書、さらには細かい部分につきましては覚書等での締結をしていきたいというふうにご考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

**○議長（堀内哲夫）** ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

**○8番（大内兆春）** はい。

**○議長（堀内哲夫）** 川岸議員、どうぞ。

**○2番（川岸清彦）** 議案第3号 公の施設に関する指定管理者の指定について。

第1は、指定管理者の選定に当たっては選定委員会の審査によることになってはいますが、選定委員会の構成メンバーについて伺いたいと思います。

第2は、指定管理者を公募としなかった経過と理由について伺います。

第3は、選定に当たって道内4社を比較検討し、その結果株式会社萌福祉サービスを指定管理者の対象として選定しましたが、他社にない優位性についてどのように判断したのか。株式会社萌福祉サービスは道内各所に施設展開しているようですが、町としても他地域に出向いて具体的に調査された上のものでしょうか。4施設もの指定管理の選定に当たって、慎重を期する立場から専門的知見を有する町内外の有識者から参考意見としての意見聴取もしたのでしょうか。

第4は、指定管理にかかわる協定に際して、その協定内容について伺います。リスク分担、労働法規の遵守、施設及び設備、備品の補修整備の経費負担の分担、利用者及び町民からの情報公開に応じるなどについての取り決めについてはどのように考えておられるのかを伺います。

第5は、4施設の指定管理運営に当たって地元業者の活用及び地元食材などの優先使用を求めるべきと思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの川岸議員の質疑に対して答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 川岸議員の質問にお答えいたします。

1点目の指定管理者の選定委員会の構成でございますが、上砂川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則におきまして、選定委員会の委員につきましては副町長をその委員長とし、教育長、総務課長、企画振興課長、税務出納課長、住民課長、福祉課長、教育次長、その他の委員をもって必要と認める者をもって充てるというふうに定義されているところでございまして、それに基づき推進しているところでございます。

2点目、3点目及び4点目のご質問は関連がございまして、あわせて答弁させていただきます。

今回の福祉医療センターの指定管理に当たりましては、その事業者の条件といたしまして町立診療所及び老人保健施設の管理運営に当たるための医療法人格、そしてまた特別養護老人ホームとデイサービスセンターを管理運営するための社会福祉法人格、この2つの資格を有していることが絶対条件でありまして、お話がありましたとおり複数の業者の比較検討を行ったところでございまして、結果として萌福祉サービスとなったところでございます。萌福祉サービスにおきましては、今お話し申し上げたとおり2つの条件を満たしており、施設全体を一元的に管理する上で有利でございまして、萌の事業先へ出向くことはできませんでしたが、担当者の面談を重ねる中で同社の実績を十分把握したというふうに認識しているところでございます。ご承知のとおり道内各所に安定した事業展開をしているところでございまして、あわせて道内の他自治体におきましても実績を上げておられるというようなことで、萌福祉サービスの選定に至ったところでございます。現時点で平成28年度からの民営化に当たっては萌福祉サービスを決定するものではなく、まずこの3年間同社の実績をしっかりと見定めた上で、時期が参りましたならば改めて検討、協議を行うことでご理解をいただきたいと存じます。

5点目の協定の内容でございますが、これらの事項に関しましては、本日議決を得ましたならば、一つ一つ詳細に関しまして萌福祉サービスとの協定あるいは覚書の中で定めていかなければならない事項でございますので、きっちりとした事務処理対応をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

また、6点目の地元業者の活用に関しましても、従前同様優先的利用が図られるよう協議、申し入れをしているところでございますので、これらのことにつきましてご理解を賜りたくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（堀内哲夫） ただいま町長の答弁がございました。川岸議員、よろしいでしょうか、再質疑ございますか。

○2番（川岸清彦） いいえ。

○議長（堀内哲夫） それでは、打ち切ります。これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。ございませんか。川岸議員。

○2番（川岸清彦） 私は、やはり議案第2号と同じ理由で反対の意見ということで。

○議長（堀内哲夫） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。高橋議員。

○6番（高橋成和） 先ほど私第2号のところでお話したとおりでございます。第3号につきましても私は賛成でございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） これで討論を終わります。これより議案第3号について採決をいたします。

議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀内哲夫） 起立多数でございます。

したがって、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、議案第4号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第4号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,580万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月19日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第4号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金50万円の追加で、1億704万8,000円となります。

2 項道補助金50万円の追加で、2,011万8,000円となります。

20款繰越金150万円の追加で、5,121万9,000円となります。

1 項繰越金150万円の追加で、5,121万9,000円となります。

歳入合計が200万円の追加で、26億2,580万円となります。

2、歳出、3 款民生費200万円の追加で、6 億7,795万4,000円となります。

3 項生活保護費200万円の追加で、230万円となります。

歳出合計が200万円の追加で、26億2,580万円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。3、歳出、民生費、生活保護費、2 目扶助費200万円の追加で、229万円となります。福祉灯油助成事業でございます。

お手元に配付しております資料ナンバー2をごらん願います。福祉灯油助成事業の概要でございますが、初めに目的でございます。灯油価格の著しい高騰に鑑み、低所得者の高齢者世帯等に対し、冬期の生活を支援するため、灯油購入費の一部を助成するものであります。助成対象世帯は、本年2月1日現在で本町に住所を有し、高齢者世帯では世帯主が70歳以上の住民税非課税世帯、重度身体障害者世帯につきましては世帯主が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている住民税非課税世帯を対象としております。助成額につきましては1世帯当たり5,000円で、市内の灯油販売事業者2社で使用できる灯油引きかえ券により助成するもので、有効期間につきましては平成25年3月末までとするものでございます。申請方法につきましては、福祉係へ申請書を提出するもので、申請期間につきましては3月1日から3月29日までとしております。住民周知等につきましては、3月号町広報紙におきまして助成事業の記事の掲載を行うほか、申請書を折り込みにて配布することとしてございます。予算につきましては、歳出で助成額5,000円の400世帯を見込みまして200万円を計上し、歳入につきましては道補助金であります地域づくり総合交付金50万円を見込むものでございます。

予算書へお戻り願います。ただいまの説明により、20節扶助費におきまして200万円を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、道支出金、道補助金、2目民生費補助金50万円の追加で、80万2千4,000円となります。ただいま申し上げました福祉灯油特別対策事業の道補助金として50万円を計上するものであります。

繰越金、繰越金、1目繰越金150万円の追加で、5,121万9,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の

説明が終わりましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成25年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前11時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 数馬 尚

議長 堀内 哲夫

署 名 議 員      高 橋 成 和

署 名 議 員      横 溝 一 成

出 席 議 員

議席 番号	氏 名	2 臨
		2.19
1	伊 藤 充 章	○
2	川 岸 清 彦	○
3	吉 川 洋	○
4	齋 藤 勝 男	○
5	数 馬 尚	○
6	高 橋 成 和	○
7	横 溝 一 成	○
8	大 内 兆 春	○
9	堀 内 哲 夫	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		2.19
町 長	貝 田 喜 雄	○
副 町 長	奥 山 光 一	○
教 育 長	林 智 明	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○
税 務 出 納 課 参 事	前 田 厚	—
教 育 次 長	是 洞 春 輝	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	×
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○
企 画 振 興 課 技 師 長	佐 藤 康 弘	○

事務局職員出席者

職名	氏名	2 臨
		2.19
議会事務局長	中島隆行	○
書記	三上美知子	○